

鹿沼市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が協働して、本市の豊かな自然や歴史、文化等の資源を生かした良好な景観の形成を促進するために必要な事項を定めることにより、暮らしやすく魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 良好な景観は、市民共有の資産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるよう、市民、事業者及び市の適切な役割分担と協働によりその整備及び保全が図られなければならない。

2 景観の形成は、自然系景観、歴史系景観、都市系景観、心象系景観等との調和を図りつつ、地域の特性に応じ、地域住民の意向を踏まえて行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、事業者及び市と協働し、市が実施する良好な景観の形成を推進するために必要な施策(以下「景観形成施策」という。)の実施に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観の形成に重要な影響を及ぼすことを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市民及び市と協働し、景観形成施策の実施に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、景観形成施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、景観形成施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の新設又は変更をしようとするときは、良好な景観の形成について先導的な役割を果たさなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の理解及び関心を深めるため、必要な啓発活動を行うものとする。

(景観計画の策定等)

第7条 市は、景観形成施策に関する基本的かつ総合的な計画として、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ鹿沼市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市は、景観計画を策定したときは、これを告示するとともに、公衆の縦覧に供するものとする。

4 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観計画区域）

第8条 景観計画の対象となる区域（以下「景観計画区域」という。）は、本市の全域とする。

（景観形成重点地区）

第9条 市長は、景観計画区域のうち特に地域の特性を生かした景観の形成が必要と認める地域を、景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、景観形成重点地区の指定の変更又は解除について準用する。

（行為の届出）

第10条 法16条第1項の規定による行為の届出は、規則で定めるところにより、当該行為に着手する日の前30日までに行わなければならない。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画に定められた行為の制限に関する図書で規則で定めるものとする。

（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする。

（特定届出対象行為）

第12条 法17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、届出を要する行為とする。

（助言又は指導）

第13条 市長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（勧告又は命令）

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若し

くは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所又は事業所の所在）

(2) 勧告の対象となった行為、位置及び区域

(3) 勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(景観重要建造物等の指定等)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

(景観審議会)

第17条 この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項及び市長の諮問する景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、良好な景観の形成に関すること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 良好な景観形成に関する知識経験を有する者

(3) 市議会の議員

(4) 関係団体の推薦を受けた者

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）第14条及び第21条の規定に該当していた行為であって、この条例の施行の日から平成27年4月30日までに着手するものについては、第11条に規定する行為とみなす。

3 この条例の施行の際、現に法第8条第1項の規定に基づき定められた景観計画は、第7条の規定により定められたものとみなす。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1都市計画審議会専門委員の項の次に次のように加える。

景観審議会委員	同	7, 300
---------	---	--------

別表（第11条関係）

行 為 の 種 類		行 為 の 規 模
建築物	新築、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）	高さが10メートル以下又は建築面積が1,000平方メートル以下の建築物（以下「除外建築物」という。）の新築等
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）	次に掲げる外観の変更等 (1) 除外建築物の外観の変更等 (2) 除外建築物以外の建築物の外観の変更等であって、外観の変更等に係る部分の表面積の合計が当該建築物の表面積の2分の1以下であるもの
工作物	新設、増築、改築又は移転（以下「新設等」という。）	次に掲げる工作物（以下「除外工作物」という。）の新設等 (1) 柵、塀、垣（生垣を除く。）、擁壁

		<p>等であって高さが5メートル以下のもの</p> <p>(2) 次に掲げる工作物であって高さが15メートル以下のもの</p> <p>ア 煙突、排気塔等</p> <p>イ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等</p> <p>ウ 記念塔、電波塔、物見塔等</p> <p>エ 高架水槽、冷却塔等</p> <p>オ 広告塔、広告板等</p> <p>カ 彫像、記念碑等</p> <p>(3) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物であって、高さが20メートル以下の工作物</p> <p>(4) 次に掲げる工作物であって、高さが15メートル以下又は築造面積が1,000平方メートル以下のもの</p> <p>ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設</p> <p>イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント等の製造施設</p> <p>ウ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>エ 自動車車庫の用に供する施設</p> <p>オ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p>
<p>外観の変更等</p>		<p>次に掲げる外観の変更等</p> <p>(1) 除外工作物の外観の変更等</p> <p>(2) 除外工作物以外の工作物の外観の変更等であって、外観の変更等に係る部分の表面積の合計が当該工作物の表面</p>

	積の2分の1以下であるもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為	土地の区域面積が、10,000平方メートル以下のもの